

立て替え払いをするとき

健康保険では、患者が医療費の全額を医療機関に支払い、後から給付金の払い戻しを受けられる場合があります。このような立て替え払いに対して行われる給付を「療養費」といいます。

受けられる
給付

療 養 費

■支給される額

かかった費用のうち、保険診療に準じて算出された額の 7 割

- 給付割合は年齢や所得によって異なります。詳しくは 25 頁をご参照ください。
- 被扶養者の場合は、家族療養費として支給されます。

健康保険が適用される療養に関する自己負担が高額になった場合は、「療養の給付」「家族療養費」同様、高額療養費や付加給付の対象となります。

たとえば、こんなとき 療養費の支給対象になります

- 急病のためマイナ保険証等をもたずに医療機関にかかった
- やむを得ない理由で保険が適用されない医療機関にかかった
- 海外滞在中や旅行中に病気やけがをして医療機関にかかった

■海外での受診について

海外で受診したときも療養費として払い戻しを受けることができますが、次のことにご注意ください。

- 支払った費用のすべてが給付の対象になるとは限りません。
※治療内容のレベルや治療費は国ごとに異なるため、海外の病院で発行された診療内容明細書と領収明細書に基づいて、国内の健康保険で定めた治療費を基準に算定した額が給付の対象となります。
- 請求にあたっては診療内容明細書と領収明細書、パスポート、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し、海外の医療機関に照会を行うことの同意書が必要になります。
- 添付書類が外国語で作成されている場合は翻訳が必要になります。
- 日本国内で保険適用となっていない療養は給付の対象になりません。
- 療養の目的で海外に出向き、療養を受けた場合は支給対象になりません。

！こんなことに ご注意ください

- 支払った費用のすべてが給付対象になるとは限りません。健康保険で認められている治療方法と料金に基づいて算出された額が支給されます。
- 請求には必ず領収書が必要になります。

Q & A

Q 立て替え払いをしたときは、かかった費用の全額が払い戻しの対象になるのですか？

A 払い戻しを受けることができるのは、健康保険が適用される療養に限られます。また、保険診療として定められた額をベースに算出されますので、必ずしもかかった費用の全額が払い戻しの対象になるとは限りません。

こんなときも 立て替え払い で給付を受けます

健康保険では、マイナ保険証等の使用にかかわらず、次のような場合も立て替え払いで給付を受けることになっています。

- 生血液の輸血を受けたとき
- 医師の指示により、義手・義足・義眼・コルセットなどの治療用装具を購入、着装したとき
- 保険医の同意を得て、はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の施術を受けたとき
- 四肢のリンパ浮腫治療のために弾性着衣等を購入したとき
- 9 歳未満の小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを作成したとき
- スティーヴンス・ジョンソン症候群および中毒性表皮壊死症の眼後遺症により、輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズを購入したとき